

試験の一部免除について

下記の場合には申込時にその旨を申請すれば、認定までに一定の免除が受けられます。

「学習塾講師 集団指導 2 級試験」の不合格者が、次回以降、同一科目の「学習塾講師 集団指導 2 級」の認定を希望する場合

「学習塾講師検定 基礎知識学習・筆記試験修了証」または「学習塾講師検定 集団指導 3 級合格証」を提示すれば「基礎知識テキスト学習の受講」、「基本的マナー確認試験」、「担当科目理解度テスト」は免除されます。

「学習塾講師検定 基礎知識学習・筆記試験修了証」または「学習塾講師検定 学習塾指導者認定合格証」または「学習塾講師検定 集団指導 3 級合格証」の発行を受けた者が、次年度以降、他の科目の「学習塾講師 集団指導 2 級」の認定を希望する場合

「学習塾講師検定 基礎知識学習・筆記試験修了証」または「学習塾講師検定 学習塾指導者認定合格証」または「学習塾講師検定 集団指導 3 級合格証」を提示すれば「基礎知識テキスト学習の受講」「基本的マナー確認試験」は免除されます。ただし、新たに認定を望む科目の「担当科目理解度テスト」の受験が必要です。